

琉球産ヤブマオ属の一新種

著者	初島 住彦
著者別表示	Hatsusima Sumihiko
雑誌名	植物地理・分類研究(北陸の植物)
巻	27
号	1
ページ	34-34
発行年	1979-07-15
URL	http://doi.org/10.24517/00056403



初島住彦*: 琉球産ヤブマオ属の一新種

S. HATUSIMA*: A New Species of *Boehmeria* from the Ryukyus

Boehmeria yaeyamensis HATUSIMA, sp. nov.
HATUSIMA, Fl. Ryukyus (1971) 234, Pl. 3-1, descr.
jap. & nom. nud.

Caulis suffruticosus ± caespitosus usque ad 30-50 cm. altus et 3-5 mm crassus, vix ramosus, internodiis 1-6 cm. longis. Stipulae oblongo-lanceolatae ca. 5 mm longae, acuminatae. Folia opposita, pro quoque pare ± inaequalia. Laminae foliorum ovato-orbiculatae, 4-10 cm longae, pergameneae, apice obtuso-acutae, basi truncato-cordatae vel cuneato-truncatae, rarius cuneatae, margine grosse crenulatae (crenis superioribus 3-4 mm altis et 5-8 mm latis), supra hirsutae rugosae, subtus dense hirsutae, nervis lateralibus utrinque 2-3. Petioli 1-8 cm longi. Spicae fructiferae simplices sessilis, 2-4

cm longae et 5-6 mm latae. Perigonium compress ovato-orbicularis, acuta albescens ca. 1 mm longa, supra laevis.

Hab. Ryukyus: Isl. Yonakuni, HATUSIMA 24564, 24562, 24563 (type in Herb. Facult. Agric. Kagoshima Univ.), WALKER & al. 6823.

This species is closely related to *B. biloba* WEDD. from which it chiefly differs by its unequal size of a pair of leaves.

摘 要

ヤエヤマラセイタソウ 琉球の八重山諸島の石垣島、西表島、与那国島に一種のヤブマオ類がある。本種は以前山本由松博士によって本州に分布するラセイタソウと鑑定されたことがあるが葉形、鋸歯も異なるが対をなす葉の大きさが不同であるので直に区別できる。

* 鹿児島市吉野町帯迫2635-3 Yoshino-cho 2635-3, Kagoshima city.

植物地理・分類研究会会則

第1条 本会は、植物地理・分類研究会と称する。

第2条 本会は、植物地理学及び分類学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並びに親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 植物地理学及び分類学に関する研究会、講習会、展示会、観察会等の開催。
2. 会誌の刊行。

植物地理・分類研究を年2回(9月, 3月)に刊行する。

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条 会員は、次の2種とする。

1. 普通会員(植物地理学及び分類学に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で幹事会の承認するもの)。
2. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で幹事会の推薦するもの)。

第7条 本会会員は、本会主催の諸会合に出席することができる。また会誌の配布をうけ、これに投稿することができる。

第8条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を本会に送付するものとする。

第9条 会員は、定められた年会費を前納するものとする。但し、特別会員は会費を要しない。

第10条 本会には、次の役員をおく。

会長1名 幹事弱干名 評議員若干名

第11条 会長は本会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行なう。又、評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあづかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることができる。(以上)